



成年後見センター もりおか通信

第24号
2021年3月25日
発行

— 成年後見の利用を多くの人に —

〒020-0022 盛岡市大通1丁目1番16号(岩手教育会館2階)
認定特定非営利活動法人(認定日付・番号:平成24年12月25日岩手県指令N文第291号)

成年後見センターもりおか 電話 019(626)6112 / FAX 019(656)0612 発行人:理事長 石橋 乙秀



「後見」に思う

NPO 成年後見センターもりおか 監事 加藤 義 男

「権利の問題としてとらえることが大事だよ」

半世紀も昔の学生時代、障害者施設に出向くボランティア活動に参加するなかで自分の方向性が見えなくなってきました。そのことを、同じ下宿の福祉大学生のHさんにぼやいた時にHさんがぼつんと一言、「加藤さん、障害者の問題は権利の問題としてとらえることが大事だよ」。なるほどそうか、この一言は私の中にストーンとおちてきましたし、その後もずっと心の中に残りました。

しかし今、障害をもつ方との関わりを振り返ってみると、やり残してきた宿題は何かと問うた時に真っ先に思い浮かぶのは障害者の権利や差別の問題にどこまで取り組んだのかということです。それを強く思い知らされたのが2016年7月の津久井やまゆり園障害者殺傷事件です。重い障害者は生きていく意味がないと堂々と言い放つ犯人の姿に接して、「私たちはこれまで何をつくろうとしてきたんだろう」という無力感にとらわれました。生産性の有る無しで人間の価値をはかろうとする社会は少しも変わってこなかった。2006年に国連で「障害者の権利に関する法律」が採択され、2013年にわが国でも「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が成立しているが、それらが社会の中で血となり肉となっているのかと自省をこめつつ問わざるを得ません。

障害をもつ方への「後見」の役割は、障害があることを理由とした不利益をこうむらないで、その人が望んでいる人間らしい生活を全うできるように支えていくこと、その人の人間としての基本的権利を守ることだと思います。自分の宿題を人任せにするようで心苦しいのですが、障害の方の権利を守る「後見」の取り組みがもっともっと充実されていくことを願っています。

「その人のトータルを担うキーパーソン」

2018年10月に行われた「成年後見センターもりおか10周年記念座談会」での出席者の発言が心に残りました。「今の福祉の制度は小間切れで、人生を通しての一貫した筋が通っていない。それを後見人が担うんですよ。後見人がその人のトータルを担う福祉のキーパーソンになるんです。」(10周年記念誌p16)。司会をしていた私は、なるほどその通りだな、そうなって欲しいなと思いました。

外側からみての勝手な思いですが、「後見」の制度は分かりづらいし、とっつきにくい感じを受けます。たとえば、「身上保護」と言われても一般の方にはピンとこないのではないか。その人の生活や生き方の支えになるということであればもっとわかりやすい言葉で語れないものかと思います。お金や生活を支えるのですからきちんとした法律のもとで進むのは当然でしょうが、もう少し福祉的な気持ちをこめた制度であって欲しいと思います。

2017年の成年後見制度利用促進委員会意見において「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」が叫ばれ、「後見人と福祉等の関係者がチームとなって本人を見守る体制の促進」などが述べられていますが、どの程度実現に向かっているのでしょうか。障害者福祉に幾分か関わってきている私の目には、障害者相談支援専門員と後見人の連携はまだまだ不十分だなと映ります。障害福祉関係者と後見人がしっかり手をつないで、障害をもつ方への一貫した継続的でトータルな支援が充実されていくことを願っています。



「利用しやすく、利用してよかった」を目指して

盛岡広域センター長 高橋 安夫

盛岡広域成年後見センター（以下「広域センター」）の運営業務に関わって間もなく1年になります。

国が認知症、知的障がいなどの方の生活を支える成年後見制度（以下「制度」）の利用を進める目的で定めた基本計画が進んでいるなか、盛岡広域においてもその役割を担う広域センターの設置が急がれた課題でした。

成年後見センターもりおか（以下「私たち」）は、平成20年から知的な障がい者の後見人を引き受け、安心して暮らしていけるよう活動してきました。また、後見制度の啓発・相談や市民後見人の養成などの活動を通して、さまざまな経験、知識を蓄積し、人とのネットワークづくりをしてきました。私たちのこうした活動経験を、制度利用を進める仕組みづくりに活かすことができればとの思いから、広域センター設置運営の企画提案に応募し、令和2年4月、5市町（盛岡市、滝沢市、雫石町、紫波町、矢巾町）が共同で設置した広域センター（中核機関）の運営業務を受託することになったのです。

いま、盛岡広域の制度の利用者は660名程度で対象者の数パーセントという状況とみられますが、預金管理や介護・福祉のサービス利用などに不安を抱えておられる方が利用できるようないろいろな条件を整えていくことが急がれる課題と考えます。特に、制度の利用

を考えるときに、その方にとって最もふさわしい解決の手段なのか、関係する方々が集まって話し合っていくことが大切です。身近な機関である地域包括支援センターや障がい者基幹相談支援センター等をはじめとして、金融機関、医療機関などが連携・共同していくネットワークづくりが必要と考えています。

認知症や知的障がいなどの症状が重く、判断能力が不十分な状態にある方ほど、自らの判断で「制度を利用したい」と意思を伝えることは難しく、また「介護・福祉サービスを選び・利用するということも難しい」と言えるのではないだろうか。

困りごとや不安を抱えたまま見過ごされるようなことが起こらないよう見守り・気づきのネットワークづくりに関係する機関とともに取組みを進めたいと思います。また、いよいよ制度を利用しようと思っても、仕組みが難しく、書類も多く、手続きが大変だと言われる。後見人がついて必要なきにきちんと対応してくれないなどの苦情も聞かれます。

私たちは、制度が「利用しやすく、利用してよかった」と言われるよう、いろいろな課題を解決していくため、関係する機関の協力をいただきながら広域センターの運営業務に取り組んでいきます。

お待ちしております！どうぞご活用ください

成年後見センターもりおかでは、気軽にお越しいただける相談コーナーを設けています。

「後見とは？」「具体的に話を聞いてほしい」「市民後見人に関心がある」など、どのようなことでも構いませんので、どうぞお越しくください。

市民後見人のための立ち寄り相談コーナー

一般の市民をはじめ、市民後見人や親族後見人の方に対して、専任相談員が対応いたします。

時間：月曜日～金曜日 8時30分～17時30分
（休日：土・日曜日、祝日、年末年始）

電話での問い合わせは
019-622-6112



専門図書の利用について

市民後見相談コーナーには、制度の理解や支援に役立つ図書や資料が置いてあります。ぜひご活用ください。

- 市民後見人養成講座1、2、3（民事法研究会）
- 実践 特集・地域連携ネットワークと市民後見人（民事法研究会）
- 成年後見の法律相談（学陽書房）
- Q&A任意後見入門と任意後見（民事法研究会）
- 成年後見と介護・相談の法律百科（三省堂）

各種図書は貸し出ししておりませんので、来所いただきご利用ください。利用時間は相談コーナーの開設時間と同じになります。

これまでの活動を通じて思うこと ～支援員の声から～

○成年後見センターもりおかの支援員にどうしてなりましたか。

- ・障がい者の後見制度を考える学習会に参加
- ・「言い出しっぺ」だから
- ・加藤先生に声をかけられたから
- ・成年後見制度に興味があり勉強したかったから

○支援員として心がけていること

- ・ご本人の健康、意思を尊重すること
- ・ご本人の日々の生活が満足できるように楽しく夢がもてること
- ・ご本人と関係者とのコミュニケーションをとるようにしている
- ・ご本人、その親の立場でどうするかスタンスで考えている

○支援員としてうれしい事、信頼があると感じた事

- ・ご本人に訪問した時、感謝、よろこばれたとき
- ・コロナ禍でしばらく面会できず、久しぶりに面会できたとき「ニコッ」と笑ってくれたとき
- ・名前を呼んでもらったとき

○今考えている事

- ・ご本人を見守る目、親の目であること。自分はそうありたい
- ・ご本人の「思い」をくみ取るむずかしさ
- ・自分の年齢を考えると支援員ができなくなる時が来るのでこのセンターの後継者(支援員)が育つように願っています

この「声」は支援員へのアンケートを編集委員がまとめたものです。



支援員の会議の様子

クリスマスカードづくりに挑戦

高橋 靖枝

私たちは、ご本人さんたちにお会いすることをいつも楽しみにしています。昨年12月はコロナウイルス禍の中、面会を控えていたクリスマス1週間前のこと、クリスマスカードでご挨拶をしましょうという話でもり上がりました。

むか～し・昔、わが子につくったクリスマスカードを思い出しながら、折り紙をつかって切りとったり、貼り付けたり。

女性スタッフで、25人のカードをつくりあげ、その勢いのまま、スタッフの分もクリスマスイブに間に合った、というわけです。

後日、思いがけなくご本人さん手づくりのクリスマスカードが後見センターに届き、施設の方やご家族からも「〇〇さんが喜んでいます」と言う嬉しいよりも届きました。ありがとうございました。

今年はこの勢いに乗って、ほっこり感を大切にしながら、もっと大人向きのクリスマスカードづくりに、再挑戦したいです。



●後見センターもりおか スケジュール●

2021年4～8月

4月 理事会

7月 講演会・施設見学

5月 総会

8月 25号会報発行

6月 出前講座

そのほかに毎月のスタッフ会議を行っています。

大切なお知らせ

予防接種を受けるには、本人の意思確認が必要と言われますが？

新型コロナウイルスワクチンの予防接種が始まっている。予防接種とは、「病気に対する免疫をつけたり、免疫を強くするために、ワクチンを接種すること」と説明され、予防接種を受けるには本人の意思確認(同意)が必要とされています。

本人が判断することがむずかしい知的な障がい者などの場合は、成年後見人であれば代わって同意することができるのだろうか。

予防接種をはじめ医療行為に同意をするということが成年後見人の業務にはなく、医師から本人へ説明してもらい本人の同意により行うことが基本とされています。

成年後見人は、本人の既往歴、服薬歴などや本人の意向が医療に反映されるよう情報を医師に提供するように説明されています。

(参考：身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン等)

賛助会員・寄付者を募集しております

成年後見センターもりおかは、社会貢献活動として成年後見制度が広く活用されるよう普及や相談、申立支援などを行っています。

令和2年4月から、当センターは広域センター事業を受託しました。

制度が、利用してよかったと感じられ、ますます活かされていくよう活動していきます。みなさんのご支援をお願いします。

ご支援をいただける方は事務局までご連絡ください。

また、お近くの郵便局で、窓口に配置して



ある「払込取扱票」をご利用の上、お振込みいただけます。

賛助会員会費 (年間)

1口 3,000円

銀行名：ゆうちょ銀行

記号と番号：02260-1-106722

口座名義：NPO法人

成年後見センターもりおか

※恐れ入りますが、振込手数料をご負担ください。

つぶやき

成年後見センターもりおか開所から12年、約70歳のスタッフの「みんな(被後見人)とその生活(人生)を守るんだ」という思い、そのエネルギーとボランティア精神は、未だ衰えず。今更ながら「すごい！」と思ってしまう。難題も複数で具体的に話し合う場があつてこそ、それがセンター継続の力でしょうか。

後見を選ぶ方、お一人おひとは人生も生活も思いも違います。そこに寄り添うには、こちらが、独りよがりではできません。月2回のスタッフ会議には、四人の弁護士さんが交替で参加して下さり、つつい内向きになる私たちに、アドバイスをくださいます。

「それぞれの人が、自分のことだけではなくて、どこかで困っている人はいないかな、と気づいて心を寄せるだけでいいんです。それだけでも、ずいぶんかわります」アフガニスタンで亡くなった中村医師と働いた看護師の藤田千代子さんの言葉に遠くとも、私たちの働きにも似た思いを感じた次第です。

理事 土居るり子